令和6年度 山形県電子処方箋の活用・普及の 促進事業のご案内

県内医療機関の電子処方箋の活用・普及を促進するため、 「電子処方箋管理サービス」の導入費用の一部を助成します。

補助対象者

健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院・診療所・薬局(県内所在)のうち、令和5年1月1日以降、社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援基金(ICT基金)を活用して実施する医療提供体制設備整備交付金(電子処方箋管理サービス)による補助の交付決定を受けた施設であって、県が定める電子処方箋の活用・普及に関する取り組みを実施する施設。

申請受付期間

令和6年9月2日から令和7年1月31日(予定)

※申請受付期間は、申請状況により短縮する場合があります。

本事業サイト

「山形県 電子処方箋」で検索

補助対象施設 及び基準額等	電子処方箋管理 サービスの導入	2 電子処方箋管理 サービスの新機能導入	3 1と2を同時に実施
大規模病院	上限81.1万円	上限 <mark>22.6万円</mark>	上限100.3万円
(病床数200床以上)	※事業費486.6万円の6分の1	※事業費135.6万円の6分の1	※事業費602.2万円の6分の1
病院	上限54.3万円	上限16.7万円	上限67.6万円
(大規模病院以外)	※事業費325.9万円の6分の1	※事業費100.2万円の6分の1	※事業費405.9万円の6分の1
診療所	上限9.7万円	上限 6.1万円	上限13.5万円
	※事業費38.8万円の4分の1	※事業費24.5万円の4分の1	※事業費54.2万円の4分の1
薬局	上限9.7万円	上限 6.4万円	上限13.8万円
	※事業費38.8万円の4分の1	※事業費25.6万円の4分の1	※事業費55.3万円の4分の1

補助金の算定方法

- 1.基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- 2.1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき基金から交付された補助金を除く)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

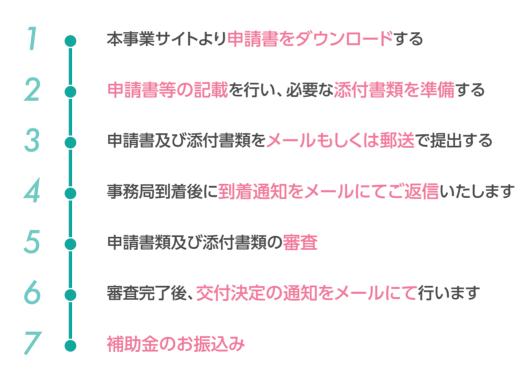
提出書類一覧

- 電子処方箋の活用・普及の促進事業交付申請書
- 医療提供体制設備整備交付金実施要領に基づく社会保険診療支払基金からの交付決定通知書
- 医療提供体制設備整備交付金実施要領に基づき社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式
- 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し
- 電子処方箋対応施設であることを医療情報ネットに公表していることが分かる書類 (画面のキャプチャなど)
- 周知広報をしていることが分かる書類 (施設ホームページの画面のキャプチャ又は広報資材を掲示している写真など)

※ 医療提供体制設備整備交付金実施要領電子処方箋管理サービス https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

手続き方法

医療提供体制設備整備交付金(電子処方箋管理サービス)による 補助の交付決定を受けている



ご不明な点は以下の事務局へ電話またはメールにてお問合せ下さい

申請書送付先及びお問合せ

山形県電子処方箋の活用・普及の促進事業事務局 〒990-8799 山形中央郵便局 私書箱9号 電話 023-664-2344 FAX 023-645-7759 Mail hukyu-r6@y-ab.co.jp